業務管理体制の内容及び整備における留意点

**⑴　法令順守責任者について**

法令順守責任者については、何らかの資格等を求めるものではありませんが、少なくとも介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」といいます。）及び法に基づく命令の内容に精通した法務担当の責任者を選任することが想定されています。

　　また、法務部門を設置していない事業者の場合は、事業者内部の法令遵守を確保することができる者を選任してください。

なお、法人の代表者自身が法令遵守責任者となることを妨げるものではありません。

**⑵　業務が法令に適合することを確保するための規程について**

　　業務が法令に適合することを確保するための規程（以下「法令遵守規程」といいます。）については、事業者の従業員に少なくとも法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要がありますが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど事業者の実態に即したもので構いません。

**届け出る「法令遵守規程の概要」につきましては、必ずしも改めて概要を作成する必要はなく、この規程の全体像がわかる既存のもので構いません。また、法令遵守規程全文を添付しても差し支えありません。**

**⑶　業務執行の状況の監査について**

　　業務執行の状況の監査については、事業者が医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、株式会社等であって、既に医療法（昭和23年法律第205号）、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）、会社法（平成17年法律第86号）等の規定に基づき、その監事又は監査役（委員会設置会社にあっては監査委員会）が法及び法に基づく命令の遵守の状況を確保する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって法に基づく業務執行の状況の監査とすることができます。

　　なお、当該監査は、事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの方法でも構いません。

　　また、定期的な監査とは、必ずしもすべての事業所に対して、年に１回行わなければならないものではありませんが、例えば事業所ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせることにより、効率的かつ効果的に行ってください。

**届け出る「業務執行の状況の監査の方法の概要」につきましては、事業者がこの監査に係る規程を作成している場合は、当該規程の全体像がわかるもの又は規程全文を、規程を作成していない場合は、監査担当者又は担当部署による監査の実施方法がわかるものを届け出てください。**